

報告第17号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年11月25日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	環境局	26. 6. 1	円 50,760	平成26年4月4日、幸区東小倉13番18号マンション構内で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の建物の外壁に接触し、破損させたもの
2	環境局	25. 3. 6	円 99,515	平成24年12月11日、多摩区登戸1737番地先交差点で、本市中型ごみ収集車が、通過しようとした際、右側から走行してきた被害者(ア)所有の原動機付自転車と接触し、当該原動機付自転車及び運転していた被害者(イ)所有の衣服等を破損させ、並びに被害者(イ)を負傷させたもの
3	環境局	26. 8. 1	円 188,324	
4	環境局	26. 8. 5	円 105,840	平成26年6月2日、多摩区菅仙谷3丁目1番27号敷地内で、本市職員が、ごみの収集作業中、被害者所有のコンテナボックスを破損させたもの
5	環境局	26. 8. 18	円 28,770	平成26年3月14日、中原区今井西町138番地3先交差点で、本市軽ライトバンが、通過しようとした際、右側から走行してきた被害者運転の自転車と接触し、衣服を破損させ、及び被害者を負傷させたもの

6	環境局	26. 8. 28	円 3,866	平成26年7月29日、麻生区高石1丁目25番7号先路上で、本市小型ごみ収集車が、前方から走行してきた被害者所有の普通乗用車と擦れ違いう際、一時停止した当該普通乗用車に接触し、破損させたもの
7	環境局	26. 9. 19	円 4,832,774	平成24年10月19日、高津区梶ヶ谷3丁目10番地26先交差点で、本市小型ごみ収集車が、左折しようとした際、左側から走行してきた被害者運転の自動二輪車が、衝突を避けようとして転倒し、当該自動二輪車が破損し、及び被害者が負傷したもの
8	環境局	26. 9. 19	円 203,935	平成26年6月3日、中原区小杉町2丁目307番地先路上で、本市職員が、作業を行うため本市小型ごみ収集車から降車しようとした際、右後方から走行してきた被害者運転の自転車に接触し、破損させ、及び被害者を負傷させたもの
9	環境局	26. 9. 28	円 172,800	平成26年6月11日、川崎区殿町1丁目13番15号駐車場で、本市中型ごみ収集車が、方向転換のため当該駐車場に進入し、切り返しをした際、当該駐車場の被害者所有のコンクリート塀に接触し、破損させたもの
10	環境局	26. 10. 6	円 105,840	平成26年9月1日、川崎区港町5番1号敷地内で、本市職員が、ごみの収集作業中、被害者所有のコンテナボックスを破損させたもの
11	健康福祉局	26. 8. 4	円 200,404	平成26年4月4日、高津区二子4丁目8番2号駐車場で、本市軽乗用車が、駐車しようとした際、後退した際、駐車していた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの
12	宮前区役所	26. 8. 9	円 240,549	平成26年7月9日、宮前区土橋7丁目10番地6先交差点で、本市小型ライトバンが、左折した際、一時停止していた被害者運転の小型ライトバンに接触し、破損させたもの
13	宮前区役所	26. 9. 19	円 162,140	平成26年4月11日、被害者宅敷地内で、本市原動機付自転車が、発進しようとした際、運転操作を誤って急発進したため、駐車していた被害者所有の軽乗用車に接触し、破損させたもの
14	多摩区役所	26. 7. 22	円 768,044	平成26年2月15日、多摩区菅馬場3丁目36番先路上で、本市ショベル・ローダが除雪作業中、当該ショベル・ローダのブレードが、道路に埋設された被害者所有のガス維持管理用設備の蓋に接触し、破損させたもの
15	消防局	26. 7. 17	円 83,160	平成26年5月30日、川崎区殿町3丁目25番13号駐車場で、本市救助工作車が、駐車しようとした際、被害者所有の外灯に接触し、破損させたもの

16	消防局	26. 8. 13	円 1,671,163	平成26年1月8日、横浜市青葉区奈良町2415番地149先路上で、被害者運転の原動機付自転車が走行中、当該路上に置かれたままの本市消防車の車止めに接触して転倒し、当該原動機付自転車及び被害者所有の衣服等が破損し、並びに被害者が負傷したもの
17	環境局	26. 9. 8	円 108,000	平成26年5月3日、幸区戸手4丁目10番2号マンション構内で、本市職員が、ごみの収集作業中、コンテナボックスが被害者所有の建物の外壁に接触し、破損させたもの
18	建設緑政局	26. 8. 28	円 94,145	平成26年3月24日、被害者宅先路上で、被害者運転の小型乗用車が、舗装の破損箇所に置かれていたコンクリート塊の上を走行したところ、当該コンクリート塊が跳ね上がり、当該小型乗用車を破損させたもの
19	建設緑政局	26. 9. 3	円 19,460	平成26年5月19日、稲田多摩川公園で、本市職員が草刈り作業中、草刈機によって跳ねた石が、作業現場付近にいた被害者に当たり、負傷させたもの
20	建設緑政局	26. 9. 9	円 7,750	平成26年4月22日、高津区宇奈根761番地先路上で、被害者運転の原動機付自転車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該原動機付自転車が破損したもの
21	港湾局	26.10.16	円 419,650	平成25年5月31日付けの土地交換契約により本市が被害者に引き渡した土地に、隠れた瑕疵があったもの
22	幸区役所	26. 9. 30	円 409,395	平成26年7月15日、幸区鹿島田2丁目17番62号先路上で、本市職員が草刈り作業中、草刈機によって跳ねた石が、道路を走行していた被害者所有の小型乗用車に当たり、破損させたもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
82	25.6.20	同報系防 災行政無 線設備デ ジタル化 再整備工 事	東京都港区芝5丁目7番 1号 日本電気株式会社 代表取締役執行役員社 長 遠藤 信博	契約金額 1,295,427,000 円	契約金額 1,424,873,640 円	26.10.17	工事の投資効果の増大等を目的として、スピーカー、屋外受信機及び受信用アンテナの仕様を変更するため増額の変更を行うものである。
107	25.10.3	仮称富士 見公園長 方形競技 場北スタ ンド新築 工事	川崎市中原区今井仲町 375番地3 株式会社 興建 代表取締役 小林 政男	契約金額 715,527,330 円	契約金額 746,069,730 円	26.10.17	川崎市工事請負契約約款第26条第6項から第8項の規定により、増額の変更を行うものである。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
20	26.3.24	川崎競輪 場メイン スタンド 耐震補強 その他工 事	川崎市川崎区藤崎1丁目 12番13号 吉忠・大場・邦松共同企 業体 代表者 株式会社 吉忠工務所 代表取締役社長 田村 哲朗 構成員 大場建設株式会社 代表取締役 大場 秀光 構成員 株式会社 邦松工務店 代表取締役 関谷 育男	契約金額 1,171,800,000 円	契約金額 1,251,776,160 円	26.10.20	平成26 年度公共工 事設計労務 単価に係る 特例措置に より、所定 の算出金額 に増額変更 を行うもの である。

3 市長の専決事項の指定について第5項による専決処分

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

専決処分年月日 平成26年10月15日

公布年月日 平成26年10月15日

川崎市条例第39号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部改正)

第1条 川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例(昭和46年川崎市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条の表高津区の項区域の欄中「久末、末長」を「久末」に改め、「末長2丁目」の次に「、末長3丁目、末長4丁目」を加える。

(川崎市区役所支所及び出張所設置条例の一部改正)

第2条 川崎市区役所支所及び出張所設置条例(昭和46年川崎市条例第39号)の一部を次のように改正する。

本則の表高津区役所橘出張所の項所管区域の欄中「久末、末長」を「久末」に改め、「末長2丁目」の次に「、末長3丁目、末長4丁目」を加える。

(川崎市保育園条例の一部改正)

第3条 川崎市保育園条例(昭和28年川崎市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条の表川崎市下麻生保育園の項中「川崎市麻生区下麻生2丁目14番1号」を「川崎市麻生区王禅寺東5丁目3番53号」に改める。

(川崎市こども文化センター条例の一部改正)

第4条 川崎市こども文化センター条例(昭和35年川崎市条例第33号)

の一部を次のように改正する。

別表川崎市末長こども文化センターの項中「川崎市高津区末長 1, 289 番地」を「川崎市高津区末長 3 丁目 25 番 8 号」に改める。

(川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第 5 条 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（昭和 46 年川崎市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 3 中「川崎市高津区末長 1, 289 番地」を「川崎市高津区末長 3 丁目 25 番 8 号」に改める。

(川崎市老人福祉・地域交流センター条例の一部改正)

第 6 条 川崎市老人福祉・地域交流センター条例（平成 17 年川崎市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表川崎市高津老人福祉・地域交流センターの項中「川崎市高津区末長 1, 098 番地 1」を「川崎市高津区末長 3 丁目 24 番 4 号」に改める。

(川崎市立学校の設置に関する条例の一部改正)

第 7 条 川崎市立学校の設置に関する条例（昭和 39 年川崎市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 川崎市立末長小学校の項中「川崎市高津区末長 1, 705 番地」を「川崎市高津区末長 3 丁目 8 番 1 号」に改める。

別表第 2 川崎市立東高津中学校の項中「川崎市高津区末長 1, 274 番地 7」を「川崎市高津区末長 4 丁目 1 番 1 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 10 月 20 日から施行する。

4 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

(1) 訴えの提起

番号	専決処分 年月日	被告	請求の要旨
1	26. 8. 6	*****	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料（延滞金を含む。）及び明渡済みに至るまでの使用料相当損害金の支払を求めるもの
2	26. 8. 6	** ** *	
3	26. 8. 6	** *	
4	26.10. 6	** ** *	
5	26.10.15	** ** *	
6	26. 8. 6	** ** *	特定公共賃貸住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該特定公共賃貸住宅の明渡し並びに当該特定公共賃貸住宅の滞納使用料、延滞金及び明渡済みに至るまでの使用料相当損害金の支払を求めるもの
7	26.10.15	** ** *	高額所得者と認定され、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、市営住宅の明渡し及び使用料相当損害金の支払を求めるもの

(2) 和解

番号	専決処分 年月日	相手方	和解の要旨
1	26.10.9	** **	左記の相手方は、1,043,000円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成26年10月から平成31年1月までの間は毎月20,000円、同年2月は3,000円に分割して支払うこととするもの
2	26.10.9	** **	左記の相手方は、1,224,100円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成26年10月から平成31年10月までの間は毎月20,000円、同年11月は4,100円に分割して支払うこととするもの
3	26.10.9	** **	左記の相手方は、612,600円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成26年10月から平成30年1月までの間は毎月15,000円、同年2月は12,600円に分割して支払うこととするもの
4	26.10.9	** **	左記の相手方は、1,268,500円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成26年10月から平成31年12月までの間は毎月20,000円、平成32年1月は8,500円に分割して支払うこととするもの
5	26.10.9	** **	左記の相手方は、163,500円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成26年10月から平成28年1月までの間は毎月10,000円、同年2月は3,500円に分割して支払うこととするもの